

未定地区の民生委員・児童委員が決まりました

氏名・連絡先	担当地区
清川 永子 ☎233058	西二番町全域 西三番町1～8
寺下 良次 ☎226169	西十一番町25～40
新谷 俊夫 ☎225636	西十一番町1、2、 4～6、8～10、 12～14、16～18
栗山 良子 ☎221290	小林、緑町
角田 斉 ☎233018	下切田、向切田、 横道、平林、橋場
石倉 千ヤ ☎72542	新川原

☎生活福祉課 ☎6749

スマートフォン決済アプリを利用した市税等の収納サービスを開始します

☎収納課 ☎6762

5月1日から、市税等がスマートフォンアプリで決済できます。納期限内であれば、ダウンロードした専用アプリから納付書のバーコードを読み込むことで、いつでもどこでも支払いが可能となります。

■納付できる市税等

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

■利用可能な電子マネーアプリ

「LINE Pay」「PayPay」「楽天銀行」「PayB」

■利用に関する注意事項

- ①コンビニ等納付用のバーコードが印字されている納付書であれば利用可能です。ただし、納期限を過ぎると利用できません。
- ②領収書は発行されませんので、アプリの利用明細や銀行口座の入出金取引明細などで納付実績をご確認ください。
- ③市で納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、車検などですぐに納税証明書などが必要な場合は、金融機関などでの支払いをお勧めします。

※各アプリの詳しい利用方法などについては、市ホームページをご覧ください。



**集会所のトイレを快適に！
集会施設環境改善事業補助金**

町内会が所有・管理している集会所のトイレの水洗化・洋式化のための改修費用の一部を補助します。

補助対象 ①下水道や集落排水などへの接続の費用 ②浄化槽設置の排水設備費用 ③水洗式、洋式便器への取り換え費用 ④①～③に伴う電気、給排水、必要最低限の床、壁の改修費用

補助金額 補助対象経費の2分の1
または75万円のいずれか低い額

※随時受け付けています。
※申請書はまちづくり支援課（本館）

浄化槽整備事業「普及促進補助」を実施します

1階2番窓口）に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはお問い合わせください。
☎まちづくり支援課
☎6725

市では、十和田市浄化槽整備事業で新しく設置する合併浄化槽の個人負担の軽減を図るため、「普及促進補助」による支援を行います。単独浄化槽やくみ取りトイレを利用している場合は、合併浄化槽へ切り替えましょう。

補助対象 十和田市浄化槽整備事業で新しく設置し、令和3年3月20日（土）までに供用開始できる人

補助金額 小型浄化槽1基に対し、一律11万円（単独浄化槽（トイレだけの浄化槽）を撤去した場合は、撤去した費用を加算（最大9万円まで）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
☎申問 下水道課（別館2階）
☎4015

特定計量器（はかり）の定期検査を受けましょう

取引・証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。はかりを使用する人は、必ず検査を受けましょう。

とき 6月1日（月）～5日（金）、8日（月）～11日（木）

ところ 十和田おいらせ農業協同組合三本木事業所四号倉庫ほか

対象 商店、病院、調剤薬局、食品製造業、運送業、農業、精米業など

※はかりごとに手数料がかかります。
※新たにはかりを取得した人は、お問い合わせください。

※日程により検査会場が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎商工観光課 ☎6773

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

外見では障害などがあると分からなくても援助が必要な人がいます。そのような人がヘルプマークを身に着けたり、ヘルプカードを提示したりすることで、周囲の人に配慮が必要なことを知らせることができます。

配布対象 身体障害、知的障害、発